

の様に拵へ置をばいらわたと云。同物也。此物柔軟堅澁にして、能く刀劍に堪。原田又左衛門は多く取貯へて着込に製せり。手の内かろく切ればざる也。よく切れば難切、鐵炮を能くかゝゆと云。尾添の百姓兄弟相議し、股にいらわたを幾重も敷重ねて、試に鐵炮にて爲打けるに不徹。但其丸の迹は年経ても不消と。水谷金右衛門其儀を見たりと云。又此皮にて炭取籠を製し出す。手には藤鉞を付、是をとねりこと云よし。原田又大夫へ尋聞けるに、木の名はいらぎと覺えたるよし、製し置所の着込多くありと云。此木他州にていかか名づくるや。漢名は可考。信州諏訪の邊、所々にしなの木と云あり。土民に尋ければ、植置て五六ヶ年ほどに成れば、皮と肉と自然に離れ、其木を搖しぬればがうくと鳴也。其時皮を剝取也。若其時を過ぬれば、皮肉合て剝取事かたし。且用にも難成。扱取ては粗皮を刮去り、ひたもの晒しぬれば雪の如く白く成也。糸に換て馬具等、其外何にても用に備る也。其外妙薬などに用る儀は無之やと尋ぬるに、左様の事は承不申候といふ。復原語萬葉集に白栲衣、栲領巾、日本紀に栲衾など、云は、その布を衣衾等にせし事也。又舊事記に栲繩といひしは、其樹

皮をもて繩となしたる也。古歌にあまのたく繩などよめる是也。右しなの木といふもの、上古に栲・栲といひしものと同物と見えたり。白石等、此事果雅へも載たり。いらわたは若し此類なるか、そのゆゑに此に附す。

一、中の頭米直段といふ事

本邸月俸に、中の頭米直段と云事、並壹石價銀貳百星に満候はば可及言上と云事、一旦承候迄にては難心得儀也。有増左の通にて其譯聞え申候。

三十年許前は直段聞合、與力の定役にて、其頃長屋與右衛門相勤候。今の御徒小頭飯島喜六郎實父也。或時御次迄與右衛門被召出、横山筑後等を以御尋被成候は、尾張米の中の頭米の直段と申候て、却て上の中米の直段より價高直に候儀、名目にも合不申候。御合點不參候。若作り物に仕候儀に候はゞ、御吟味の上急度可被仰付の旨被仰出候。與右衛門申候者、不圖御聞被成候ては、中々御合點の可參事にて無御座候。たとへを以て可申上候やと申候所、たとへ成とも何成共任り、御前に御合點參候様可仕の旨被仰出候。たとへと申候。末にあり。尾張の三年米の極上米・中米・下米、此三通り有之候を三段づゝ分候を九段と申候。

上之上米	上之中米	上之下米
中之上米	中之中米	中之下米
下之上米	下之中米	下之下米

此通にて上之上米と申者、極上米を撰出し、上之上米に仕候もの故、至極高直の米也。自微妙公右御尋有之候時分迄は、此上の上米を以て御膳米に仕候所、此以後此米は不被爲召上候由。九段割の直段と申候は、上中下三段の米直段を一つに任り、打入て算用仕事に候。月俸に微妙公御代より、御定被成候中の頭米直段と申候は、上米の三段の直段と、一つにいたしたるを申候。たとへを以て申見候はば、

中黒道隨、若名彌右衛門とも、彌兵衛とも申候。名乗初石川主殿頭殿に奉仕、大阪の役に博勞淵の城乗し、其武功にて加増も給候。主殿頭實は大久保相模守忠隣の實子也。相州は耶蘇宗の儀に付、不首尾に付蟄居故、主殿頭も御軍勢の内にて無之候。忍て被致御供候。攻手の内にて無之に付、博勞淵へ被向候ても、船も無之候。然所中黒彌兵衛、小舟一艘求出し、鎗を棹にし漕て参り、傍輩大口奎左衛門以下九人取乗此等藤川記に詳也。遂に致城乗候。主殿頭手柄に罷成、一萬石御加増拜領也。然所同時城乗九人の者仔細有之、石川家を立退申候。彌兵衛は八人の者共より、以後に立退申候。依之主殿頭三代の間、二十七年奉公被構候。但流浪の内懇意にて、合力又は茶なども賜申候。正保元年七十五歳にて構被免、上野南光坊口入にて、微妙公被召出、直に當公へ御附被成候。此時石川殿は、膳所城主にて此旨御聞、於城内饗應有之、家來共送料理被下候。二千石に被召出候所、其後實子太左衛門、黒田肥前守殿に罷在候所被召出、二千石太左衛門へ被下、道隨は二十日月俸被下候。八十五歳の時迄東都御供相勤、明曆三年八十八歳にて病死也。

尾張の上米拾石有之候處、其内五石をば上中下に撰分て、上の上米を以て御膳米とし、其外は二段に分可申候。扱残る五石をば撰分不申候て、何ほどと直段を立候を、中の頭米の直段と申候。則月俸の直段に極來候。其故中の上米よりも、直段高直に付申候旨申候所、御聞届被遊候。其節段々月俸の御僉議有之、向後一石に付貳百星に満候はゞ可達御聽候。無左内は場格の通り可相渡旨被仰出候。喜六郎話

一、中黒道隨被召出事